

## 第4回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年9月24日（木）午前9時00分より、生涯学習センター会議室において第4回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第4回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は**12名**でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

**日程第1** 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。7番 高島 委員、8番 野呂田 委員 以上ご両名を指名いたします。

**日程第2** 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第4回南幌町農業委員会総会は、9月24日 本日1日限りとしていたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第4回南幌町農業委員会総会は、9月24日 本日1日限りと決しました。

**日程第3** 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和2年8月26日、第3回農業委員会総会を開催した。

9月4日、第7回議会臨時会に会長出席した。

7日、利用調整会議が行われ、関係委員出席した。

8日、農業委員会作況調査を実施し、各委員出席した。

14日、第3回議会定例会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 **日程第4** 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長職務代理者より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和2年9月24日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。  
認定年月日は令和2年9月4日、有効期限が令和7年9月3日までとなっております。  
認定番号2の9の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。  
認定農業者の経営体の総数につきましては、152経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和2年9月24日提出。  
南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。  
権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で11,400㎡他計11筆ございまして89,805㎡となります。届出をした日ですが、令和2年8月31日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和2年9月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、2件でございます。

1件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の〇、田で45,000㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年9月〇日でございます。

2件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7,778㎡他計11筆ございまして、211,542㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年9月〇日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第7 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和2年9月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、2件でございます。

1件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,088㎡他計2筆ございまして54,399㎡となります。

2件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7,778㎡他計15筆ございまして213,223.60㎡となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第8** 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和2年9月24日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が3件、利用権の設定が1件でございます。

所有権移転整理番号 2の9の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇。  
売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で37,893㎡他計3筆ございまして、91,642㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号2の9の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,369㎡他計21筆ございまして170,593㎡となります。価格につきましては、

〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号2の9の3の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で

47, 676㎡他計11筆ございまして103, 145㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に、利用権の設定 整理番号2の9の1の借り手は、南幌町〇〇〇〇丁目〇〇〇の〇〇〇号、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、畑で821㎡他、計4筆ございまして、49, 333㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年7月〇日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第3号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第9 議案第4号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、



審議願い意見を求める。令和2年9月24日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号 現況証明願いについて説明いたします。

現況証明願いにつきましては、1件でございます。

願い出人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番、面積は854.43㎡。

公簿地目は宅地、現況は農地、利用状況は畑で、土地の所有者は〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。

9月7日農業委員3名による現地確認、現況概要の確認が行われました。よろしくご審議のほどお願いします。

8 番 議長 8 番

議長 8 番 野呂田委員

8 番 願い出があった件ですが、私と高島委員・上野委員と、事務局の案内により現地調査を行いました。現状は畑として利用しており、今後、宅地として利用するには困難な状況ですので、願い出のとおり相違ないと判断します。以上です。

議長 事務局の説明及び現地確認を行った委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第4号 現況証明願いについては、  
願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり証明するこ

とに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第4回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第4回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時16分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

7 番

8 番